平成２９年（フ）第１４６号
滋賀県守山市吉身１丁目11番32号(209号室)、住民票上の住所滋賀県守山市吉身６丁目４番13号
破産者　有友　朋子
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５１号
大津市島の関１番10号705ゴウ　井上方
破産者　中村　美子（旧姓真鍋）
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６１号
滋賀県草津市矢橋町1163番地23
破産者　福永　郁代
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７７号
兵庫県西宮市仁川五ケ山町３番４号
破産者　ＴＡＪＩＭＡこと　但馬　真一
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３６号
兵庫県西宮市田代町19番24―201号
破産者　小林　雅雄
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６号
広島県尾道市美ノ郷町三成3159番地６
破産者　岡田　陽一
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第５４号
山口県防府市大字浜方275番地の２　卸団地住宅３－Ｃ、前住所山口県防府市鋳物師町11番13号
破産者　福田　誠之（旧姓國廣）
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０２号
香川県さぬき市志度3480番地81、開始決定時の住所香川県さぬき市志度4077番地39
破産者　熊野　博規
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４６号
愛媛県伊予市双海町上灘甲5858番地１　清流団地101号、開始決定時の住所愛媛県伊予郡松前町大字筒井1409番地６
破産者　福島　徳文
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５号
愛媛県八幡浜市産業通15番２号梅之堂ビル201号室
破産者　小川　智士
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第３６号
長崎県島原市城内３丁目1074番地
破産者　杉本　政治
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第１７２号
宮崎県児湯郡川南町大字川南17402番地３
破産者　竹中　民生
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１８９号
富山県高岡市野村929番地１　アヴァンス203号室、開始決定時の住所宮崎市大字恒久5224番地２
破産者　鈴木　美和（旧姓髙妻）
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１９７号
宮崎県児湯郡川南町大字川南2129番地
破産者　壱岐　秀吉
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２１３号
宮崎市大橋２丁目41番地４　サン・プラシード407号
破産者　畑野　　剛
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１５号
宮崎県延岡市萩町41番地１　日神パレステージ延岡駅前　406
破産者　松尾　仁陽
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第２９１号
茨城県水戸市中原町１番地の１
破産者　菅谷美佐子
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第６２２号
福岡県糸島市二丈吉井3728番地20
破産者　澁谷　大介
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部